

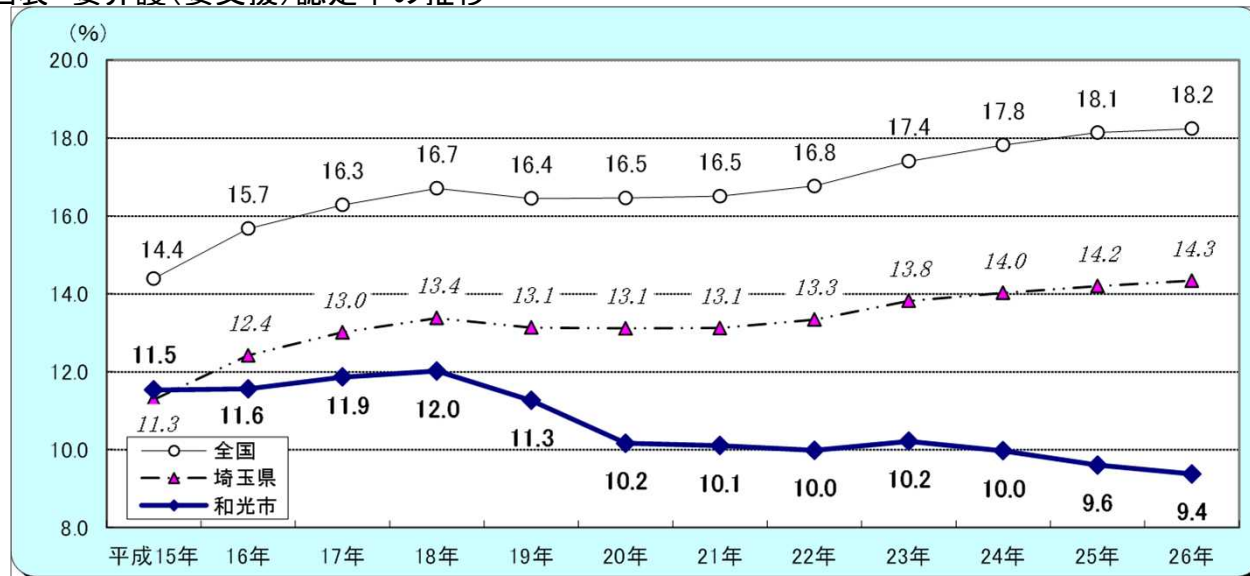
和光市の地域包括 ケアシステム

～日常生活圏域のニーズ調査から介護予防の取り組み～

平成28年10月21日
和光市長 松本 武洋

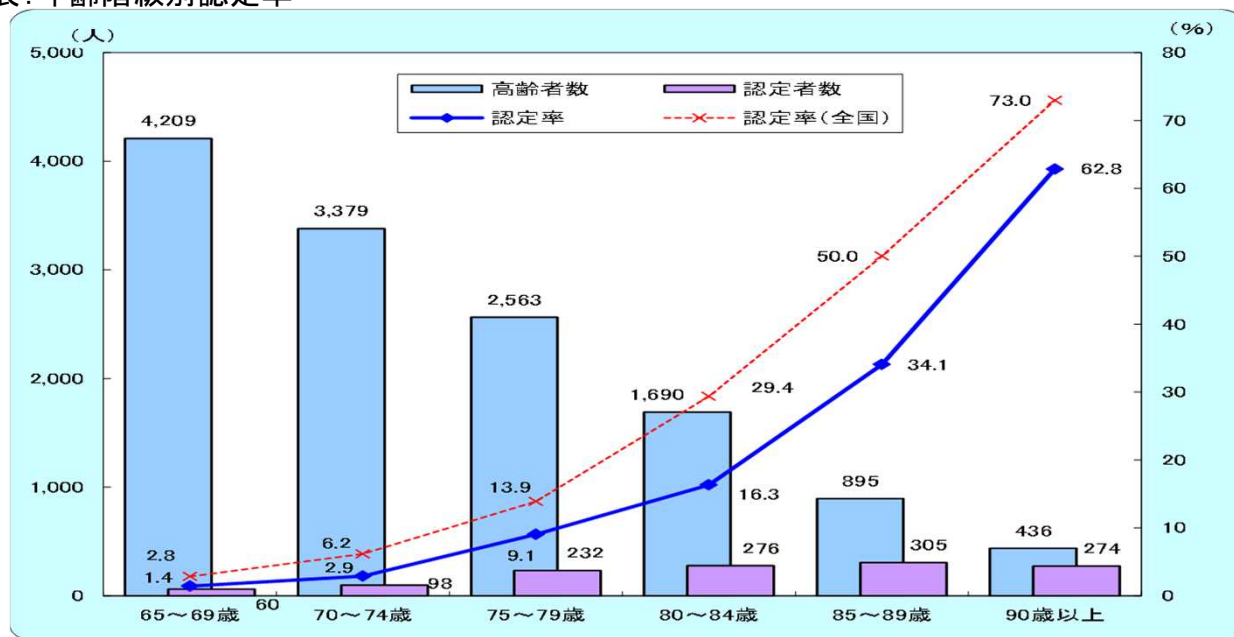
介護予防の効果と市民理解(和光市)

図表 要介護(要支援)認定率の推移



本市では、H15より全国に先駆けて実施している介護予防の効果により要介護認定率は低く安定している。第5期中は減少傾向となっている。

図表: 年齢階級別認定率



特別給付等の投入効果
地域支援事業の効果等
和光における自立支援型
マネジメントの効果が顕著
に現れたと考察する

また、5歳刻みの各年齢別
階層においても認定率は全
国を下回っている。とりわけ
80~89歳以上では、10%以
上低率となっている。

和光市の第 6 期保険料

第5期

第6期

- 月額基準額 4, 150円 ⇒ 4, 228円 (+78円)
- ※介護予防等の実績からの成果となった介護予防・居宅介護率等の効果を勘案した認定者数及び費用推計から
 - 第4期の全国平均は 4,160円！
 - 第5期の全国平均は 4,972円！
 - 第6期の全国平均は 5,550円程度※
(※財務省試算 平成27年1月11日報道より)

マクロの計画策定

～和光市の取り組みを中心に～

医療や住まいとの連携も視野に入れた 介護保険事業（支援）計画の策定

■ 地域包括ケアの実現を目指すため、第6期計画（平成27～29年度）では次の取組を推進。

- 日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握
- 計画の内容として、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を位置付け

日常生活圏域ニーズ調査

（郵送＋未回収者への訪問による調査）

- どの圏域に
- どのようなニーズをもった高齢者が
- どの程度生活しているのか

調査項目（例）

- 身体機能・日常生活機能（ADL・IADL）
- 住まいの状況
- 認知症状
- 疾病状況

地域の課題や必要となるサービスを把握・分析

介護保険事業（支援）計画

これまでの主な記載事項

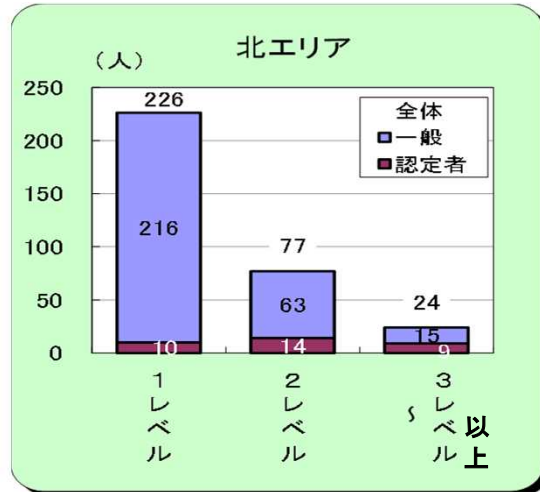
- 日常生活圏域の設定
- 介護サービスの種類ごとの見込み
- 施設の必要利用定員
- 地域支援事業（市町村）
- 介護人材の確保策（都道府県）など



地域の実情を踏まえて記載する新たな内容

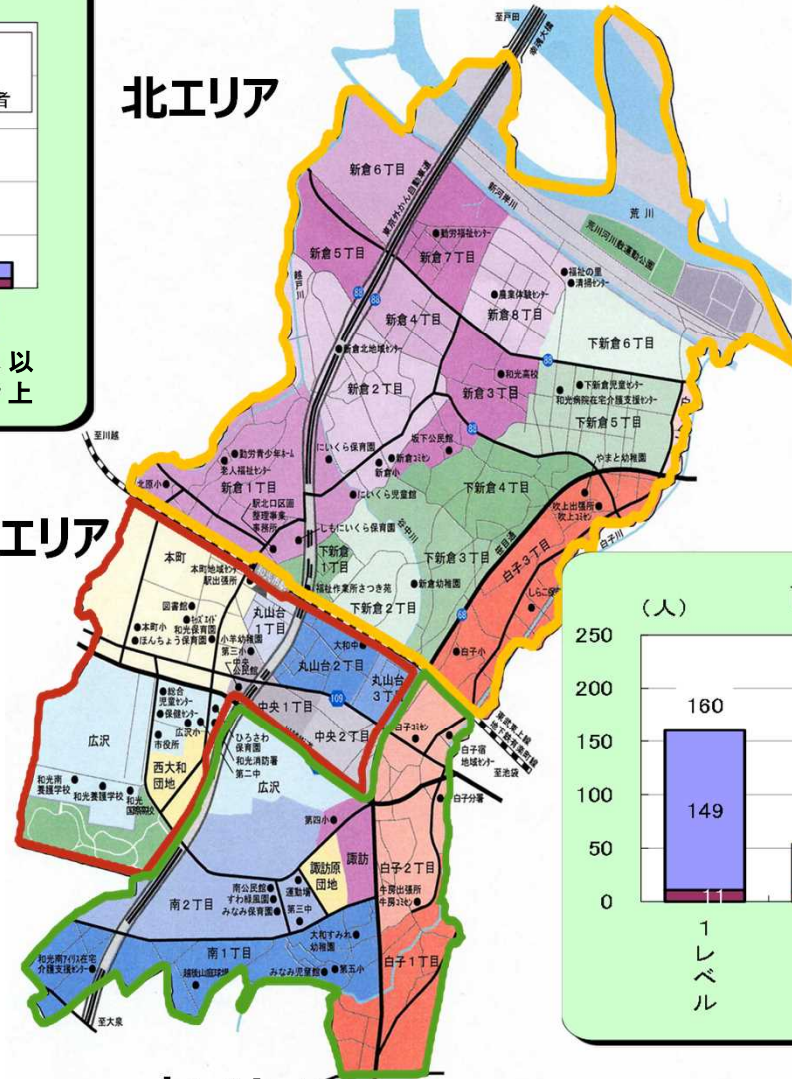
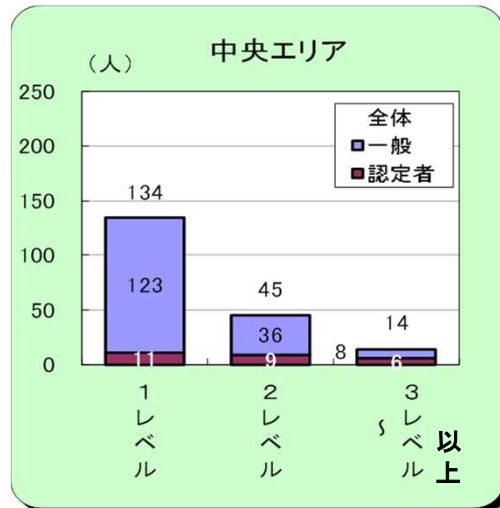
- 認知症支援策の充実
- 在宅医療の推進
- 高齢者に相応しい住まいの計画的な整備
- 見守りや配食などの多様な生活支援サービス

課題の見える化（ニーズ調査による認知症リスク）

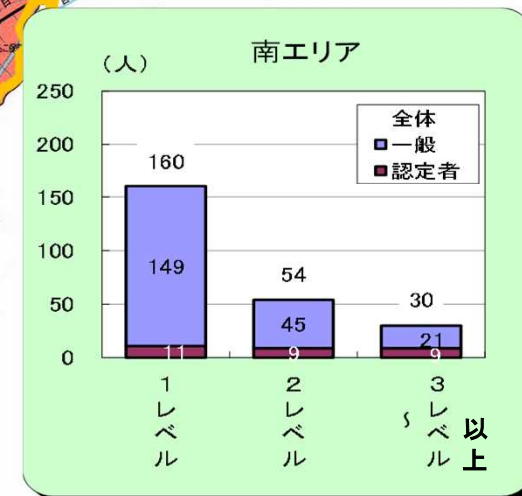


北エリア

中央エリア



南エリア



住まい形態(ニーズ調査)

問45 現在の住まい(住居形態)

(%)

		回答者数 (人)	一戸建て 持ち家	一戸建て 借家	分譲マンショ ン	賃貸マンショ ン・アパート	公営住宅 (賃貸)	公社・公団 (賃貸)	社宅、寮、 官舎	その他	無回答
一般調査	全体	1,773	53.1	3.8	23.3	5.5	0.8	9.4	0.3	0.8	2.9
	北	320	79.1	4.7	7.8	5.6	0.0	0.0	0.0	0.6	2.2
	北第2	351	67.8	5.7	14.0	7.1	0.0	0.3	0.9	0.3	4.0
	中央	496	28.4	3.2	25.4	5.0	2.6	32.1	0.2	0.4	2.6
	南	606	51.2	2.6	35.1	5.0	0.2	1.2	0.3	1.7	2.8
同居	全体	1,529	56.5	3.1	23.3	4.1	0.6	9.0	0.3	0.8	2.2
	北	285	81.8	4.2	7.7	4.2	0.0	0.0	0.0	0.4	1.8
	北第2	311	72.0	6.1	13.5	5.1	0.0	0.3	0.6	0.3	1.9
	中央	407	30.2	1.5	28.5	3.2	2.0	31.7	0.2	0.5	2.2
	南	526	54.0	2.1	33.7	4.2	0.2	1.3	0.4	1.5	2.7
独居	全体	978	31.8	4.7	27.0	14.4	2.0	17.0	0.0	1.1	1.9
	北	119	47.1	7.6	7.6	32.8	0.0	0.0	0.0	0.8	4.2
	北第2	116	44.8	7.8	19.0	22.4	0.0	0.9	0.0	1.7	3.4
	中央	351	12.8	3.7	24.8	9.1	5.1	43.3	0.0	0.0	1.1
	南	280	32.9	2.9	48.9	9.6	0.0	1.1	0.0	2.9	1.8
	不明	112	58.9	6.3	8.0	15.2	1.8	8.9	0.0	0.0	0.9

＜第6期 基本方針＞

- ①「介護予防」及び「要介護度の重度化予防」による自立支援の一層の推進
- ②在宅介護と在宅医療の連携及び施設や病院における入退院時の連携を、I C Tの活用とコミュニティケア会議により高次化することによる在宅介護の限界点の向上
- ③地域包括ケアシステムの構築を念頭に置いた地域密着型サービス拠点の整備と地域における互助力の充実を図ることによる、サービス提供事業者と地域互助力との協働による介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ④地域及び個人の課題を解決するための地域包括支援センターによる包括ケアマネジメントの推進と、さらなる機能化
- ⑤認知症を発症しても地域で暮らし続けられるよう、認知症高齢者の全ての状態に対応することができる地域体制の構築
- ⑥高齢者介護・障害者福祉・子ども子育て支援・生活困窮者施策を一元的にマネジメントする「統合型地域包括支援センター」の設置による「地域包括ケアシステムの包括化」の実現

和光市の市町村特別給付と一般高齢者施策

■ 特別給付（法定給付同様に指定基準による事業者指定）

- 食の自立栄養改善サービス（栄養マネジメント付き配食等）
- 地域送迎サービス（有償運送特区活用 ベッドからベッド）
- 紙おむつ等サービス（パッド、フラット型、周辺商品）

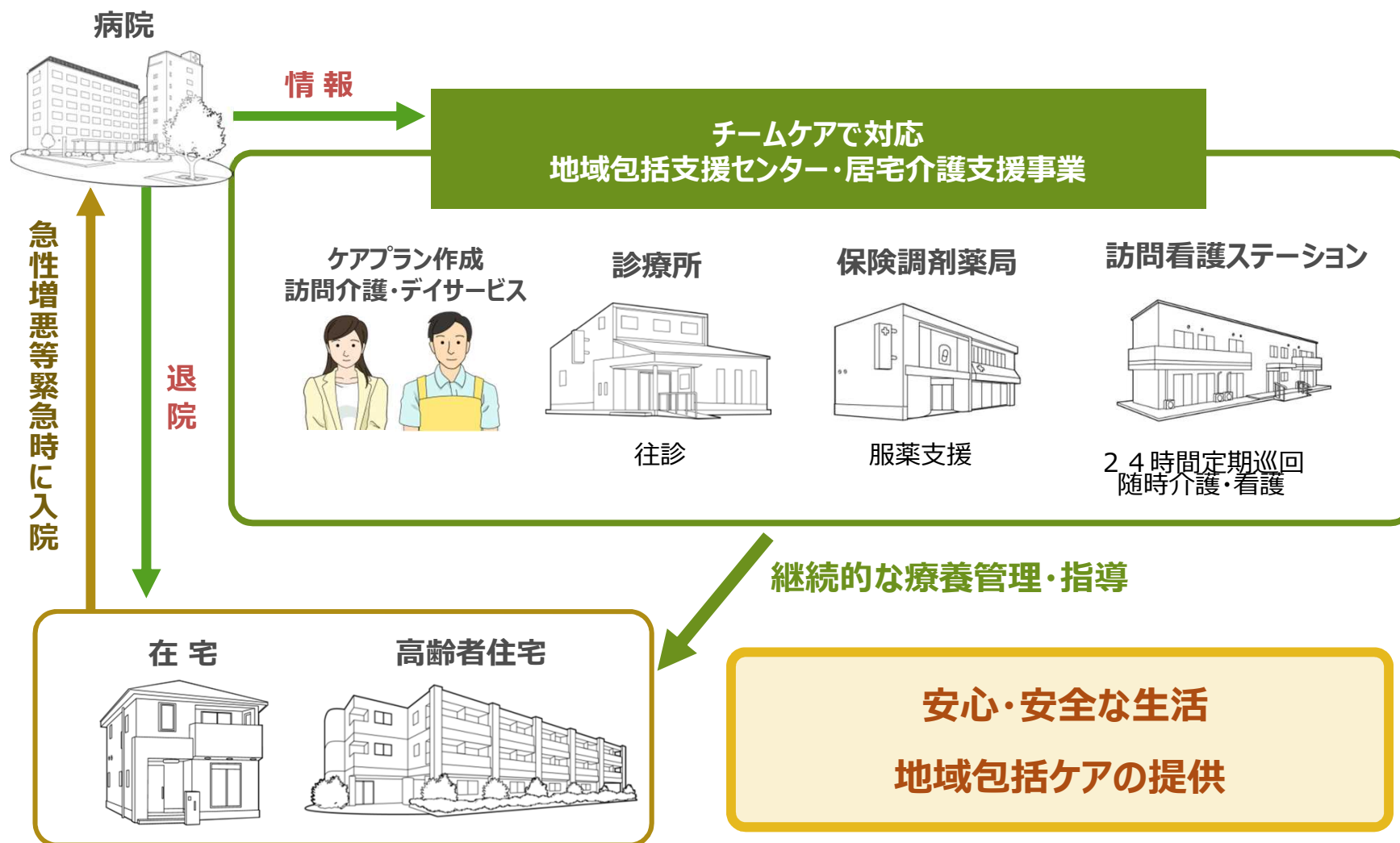
■ 地域支援事業 介護予防・総合生活支援事業導入

■ 一般高齢者施策（介護保険制度を効果的に支援する）

- 住宅改修支援事業（法定住宅改修に50万円の上乗せ横だし）
- 家賃助成事業（GH、計画に位置づけたサ高住等）
- その他（利用料助成、住み替え家賃差額助成等）

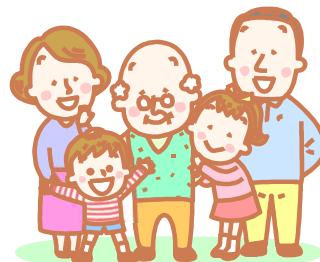
多職種協働のイメージ（インテグレイティドケア） 水平統合と垂直統合（ICT導入）

C@RNA Connect を活用した医療介護連携

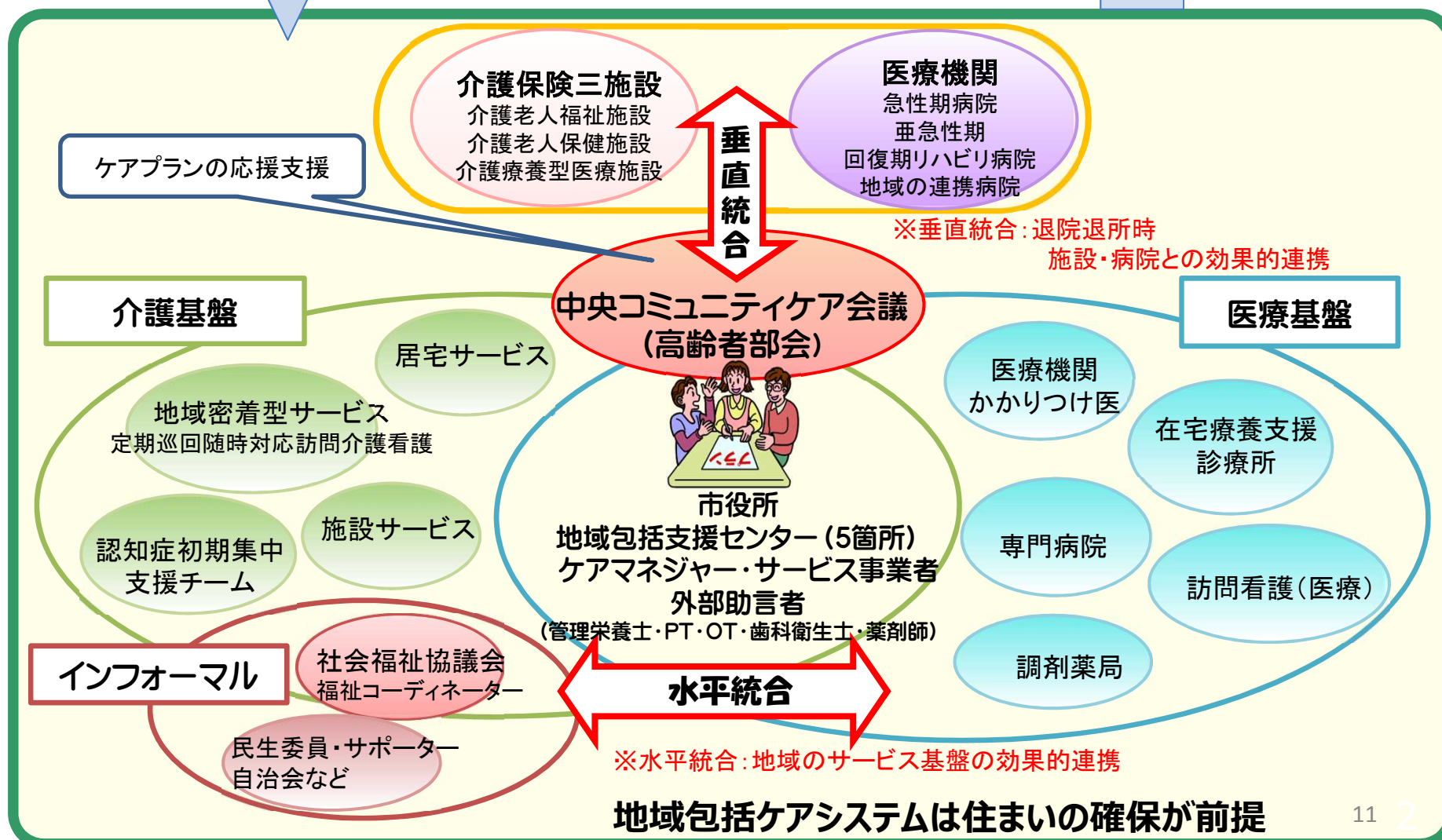


他制度・多職種連携（高齢者）

すべての部署がアセスメントを行い、複合的な課題が発見された場合は、他制度・他職種のチームケアにより一体的な支援を提供し、解決を図る。



複合的・潜在的な課題の発見が迅速になり、必要サービスを適切に受けられる。



ミクロの ケアマネジメント支援

自立支援型ケアマネジメントとチームケア

～地域ケア会議を活用して～

介護保険法の本質理解（一部条文抜粋）

第一条（目的）	加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態、これらの者が 尊厳を保持し 、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって 国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的
第二条 第二項 （保険給付）	保険給付は、要介護状態の軽減又は悪化防止、医療との連携に充分配慮して行わなければならない
第二条 第三項	保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
第二条 第四項	保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように
第四条 （国民の努力義務）	加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリ・福祉サービスを利用し、その有する能力の維持向上に努める

コミュニティケア会議の内容

- ①地域包括ケアを念頭においた自立支援に資する高齢者（市民）
に対する**ケアプラン等の調整・支援**
- ②効果的ケアマネジメントの質の向上（**給付適正効果**）
- ③地域包括職員、ケアマネ及びサービス事業者等への
OJTによる専門性の向上（人材育成）
- ④他制度・他職種によるチームケアの編成支援
（参加メンバー）

○恒常的メンバー

保険者（市）、地域包括支援センター（5か所24人）、
外部からの助言者（医師・管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、薬剤師、作業療法士）

○個別プランに関係する時のみ参加するメンバー（例）

消費生活相談員等の市役所関係者、成年後見候補者、居宅支援事業者、訪問介護事業者、
グループホーム、小規模多機能施設職員、その他社会資源関係者

○個別ケースのケアマネはじめサービス担当者 等

個人因子・環境因子（和光市方式）

IADL（生活行為）に対して

■ 個人因子



- ・身体機能・認知機能について
- ・廃用系、疾病等及び性格について
- ・状態回復出来るものか、出来ないものか。

的確なアセス

■ 環境因子



- ・家族や近隣の知人の背景は？
- ・在宅や地域の日常生活動導線は？
- ・かかりつけ医や民生委員等の関係は？
- ・生涯生活歴は？

- ※接遇・洞察能力を身に付ける
- ※他制度を知る・チームの力を生かす
- ※経済的因子にも注意を！

「生活行為評価票」による現状評価と予後予測の整理票

自立度	自立		一部介助		全介助	
困難度と改善可能性	楽にできる	少し難しい	改善可能性高い	改善可能性低い	改善可能性高い	改善可能性低い
判定	○1	○2	△1	△2	×1	×2

	生活機能	事前	事後予測	備考
A D L	室内歩行	○1		
	屋外歩行	○2		限られた場所のみ。
	外出頻度	△1 → ○2		デイサービス以外の外出は少ない。
	排泄	○1		
	食事	○1		
	入浴	△1 → ○2		デイサービス入浴のみになっている。 能力はある。
	着脱衣	○1		

I A D L	掃 除	△1 → ○2	
	洗 濯	○2	大物以外は自立。
	買 物	△1 → ○1	簡単なものは自分で。 他はヘルパーや家族。
	調 理	△2 → ○2	レンジアップ程度は出来る。
	整 理	○1	
	ごみ出し	○1	
	通 院	△1 → ○2	家族付き添い。
	服 薬	○1	
	金銭管理	△1	銀行に行くのは家族に頼む。
	電 話	○2	
	社会参加	△1 → ○2	言語障害軽度、相手が聴き取りにくい。 限られた相手のみ。

和光市各種ケアマネジメントの一元化（平成30年）イメージ

和光市 保健福祉部 福祉政策課 総合相談支援調整担当

他制度・多職種

中央コミュニティケア会議

◆理学療法士 ◆作業療法士 ◆管理栄養士 ◆歯科衛生士 ◆薬剤師等

高齢者部会
障害部会

こども部会
生活困窮部会

医療

住まい

福祉・保健
権利擁護等

多様な地域生活
支援サービス

A 南エリア

【高齢者】
地域包括支援
センター

【子ども・子育て】
子育て世代包括
支援センター等

【障害児・者】
地域生活支援
センター

【生活困窮者】
くらし・仕事相談
センター

B 中央エリア

【高齢者】
地域包括支援
センター

【子ども・子育て】
子育て世代包括
支援センター等

【障害児・者】
地域生活支援
センター

【生活困窮者】
くらし・仕事相談
センター

C 北エリア

【高齢者】
地域包括支援
センター

【子ども・子育て】
子育て世代包括
支援センター等

【障害児・者】
地域生活支援
センター

【生活困窮者】
くらし・仕事相談
センター

和光市民に対する地域包括ケアマネジメントの提供

各事業計画にケアマネジメント実施機関の機能を明確に位置づけ